

みんなのしあわせのために

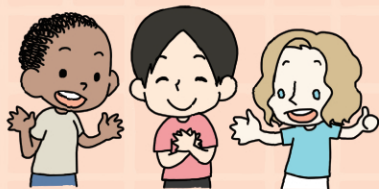
世界中のすべての子どもたちが幸せに暮らせるように、多くの国が約束をしました。

それを「**子どもの権利条約**」といいます。

では、どんなことが約束されているのでしょうか。

生きる権利

命が大切にされ、すくすくと育つように守られます。病気やけがをしたら治療を受けられます。



育つ権利

教育を受け、ゆっくり休んだり、遊んだりすることができます。自由にものごとを考えたり、信じたりすることができます。



子どもの権利条約 4つの柱

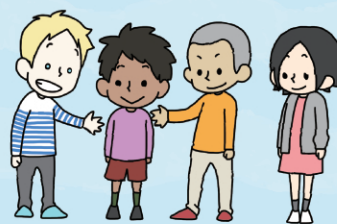
守られる権利

暴力などから守られます。障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られます。



参加する権利

自分の考えをのびのびと表現したり、集まってグループを作ったり、自由に活動ができます。



困ったときは相談してね

電話で
相談

子どもの人権110番



フリーダイヤル

ゼロ ゼロ なな の ひゃくとおぼん

0120-007-110

通話
無料

※携帯電話・PHSからもご利用できます。※電話をした地域によっては、その地域を管轄しない法務局・地方法務局で電話を受ける場合があります。

メールで
相談

子どもの人権SOS-eメール

インターネット人権相談

検索

24時間
受付

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

携帯電話からでも

右のQRコードを携帯電話で読み込むとつながります。
<https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>



佐賀県県民環境部人権・同和対策課

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

TEL0952-25-7063・FAX0952-25-7332

平成30年3月発行